

**「小樽市旅館業法施行条例の一部を改正する条例(原案の概要)」  
に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等**

- |                      |    |
|----------------------|----|
| 1 意見等の提出者数           | 1人 |
| 2 意見等の件数             | 1件 |
| 3 上記2のうち計画等の案を修正した件数 | 0件 |
| 4 意見等の概要及び市の考え方      |    |

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	<p>本条例の改正の本筋は、ホテルと旅館の区別をなくす事にあると受け取った。ホテルと旅館の区別をなくすことで、利用者が混乱する恐れや、営業者の矜持を傷つける恐れがあるので、日本の伝統文化的なホテルと旅館の違いの考慮と尊重を条例に組み入れた方がよい。</p>	<p>この度の改正では、ホテルと旅館の衛生面の基準が統一されることとなりますが、業態としてのホテルと旅館の区別をなくすことは目的とされておりません。基準に則った適法な施設では、ホテルの業態又は旅館の業態での営業はもちろん、多様化するニーズに応えた新しい形態の宿泊施設でも営業は可能となります。事業者の方が御指摘のような疑問をお持ちの場合には、その旨を御説明するようにいたします。</p>